

横浜市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）
収入見込額の申立書（申請者（父又は母）本人用）

○「横浜市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）申請書」と一緒にご提出ください。
○申請者が父母以外の方で、父母に代わって児童を養育している場合は、別紙「収入見込額の申立書（申請者（養育者）本人用）」を提出してください。

申請者		記入日	令和	年	月	日
フリガナ	性別	生年月日				
氏名		昭和・平成	年	月	日	
現住所						
〒横浜市 区						
電話番号		証書番号				
()						

①下記にチェック（☑）してください。

食費等の物価高騰の影響により、家計が急変しました。

※申請者または申請者と生計を同じくする以下の方が食費等の物価高騰の影響で、家計が急変した場合にチェックしてください。
・申請者の配偶者
・申請者の父母、祖父母、子、孫などの直系血族または兄弟姉妹
(※)申請者本人が児童の父または母の場合は、これらの方が申請者と同居していることが原則となります。
※上記の申請者と生計を同じくする方がいる場合には、「収入見込額の申立書（扶養義務者等用）」も併せてご提出ください。

令和__年__月		注意事項				
養育費【A】	円	※養育費を受け取っている場合にご記入ください。				
給与収入【B】	円	※給与収入がある場合にご記入ください。 ※「手取額」ではなく、「 総収入額 」をご記入ください。 ※ 給与明細書 などの収入額が分かる書類をご提出ください。				
事業収入又は不動産収入【C】	円	※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※ 帳簿 などの収入額が分かる書類をご提出ください。				
年金相当収入【D】 (a-b)	円	※年金収入【a】-児童扶養手当相当額【b】で計算した額をご記入ください。				
年金収入【a】	円	※公的年金収入がある場合にご記入ください。 ※遺族年金・障害年金などの非課税の年金等も含まれます。 ※申請者本人以外の遺族に対して支給されるものは、様式第4号（第7条関係）「収入額の申立書（扶養義務者等用）」または（申請者（養育者）本人用）」にご記入ください。 ※ 年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書 などの支給額がわかる書類をご提出ください。				
児童扶養手当相当額【b】	円	※遺族年金・障害年金などの非課税の年金等を有する場合、児童扶養手当相当額早見表を確認いただき、該当する金額をご記入ください。				
収入合計額 【A + B + C + D】	円	※太枠の収入額の合計額をご記入ください。				

※上記以外の収入については記載不要です。

※児童扶養手当相当額早見表（月額）

申請日時点での児童数	支給額（月額）
児童0人	0円
児童1人	10,160円
児童2人	15,250円
児童3人	18,300円
児童4人	21,350円

※5人以上いる場合は、1人増えるごとに3,050円（月額）を加算してください。



※記入した収入を証明する書類が提出できない場合には、「収入（見込）額申立書別紙」を提出してください。

③ ②の収入合計額を12倍した金額をご記入ください。

年間収入見込額											円
---------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

(次ページに続きます)

→扶養親族が1人の場合には、③が365万円未満であれば、④の記載は不要です。

④要件に該当するか確認してください。

(1)
申請者が生計を同じくし養っている親族または養っている親族以外の児童の氏名をご記入ください。

	フリガナ 氏名	該当する場合は◎または○	
		16歳以上23歳未満の親族(◎)	70歳以上の親族、配偶者(○)
1			
2			
3			
4			
5			

(2)
(1)でご記入いただいた方的人数にチェックをしてください。
※6人以上いる場合は、1人増えるごとに475,000円を加算した金額をご記入ください。

(1)の人数にチェックしてください。		基準額
<input checked="" type="checkbox"/>	人数	
	0人	3,114,000円
	1人	3,650,000円
	2人	4,125,000円
	3人	4,600,000円
	4人	5,075,000円
	5人	5,550,000円
	人	円

(3)
要件に該当するかの計算をおこなってください。

i	(2)で選択した基準額	円
ii	(1)の◎の数×150,000円	円
iii	(1)の○の数×100,000円	円
	収入基準額 (i + ii + iii)	円
		▽
	年間収入額 (表面の③)	円

※ 年間収入額が収入基準額を下回っていることを確認してください。
収入で上回っていても、各種控除を差し引いた所得では下回っている場合もありますので、別紙「所得見込額の申立書」による申し立てもご検討ください。

※横浜市使用欄 (ここから下には記入しないでください)

連絡事項				
不足書類	<input type="checkbox"/> 給与明細や課税証明書など給与収入の証明書類 <input type="checkbox"/> 帳簿など事業収入または不動産収入の証明書類 <input type="checkbox"/> 年金決定通知など年金収入の証明書類	区:	担当:	